

**東京都に対する【新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への  
支援強化についての緊急要望書】〈一時住宅提供に関する緊急要望〉についてのお願い**

令和 2(2020)年 4 月 15 日(水)

賛同団体：ホームレス総合相談ネットワーク、有限会社ビッグイシュー日本、  
一般社団法人つくろい東京ファンド、新宿連絡会、認定 NPO 法人ビッグイシュー基金、  
特定非営利活動法人 TENOHASI / 呼びかけ人：北畠拓也

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大に伴う緊急事態宣言下の東京では、住居喪失不安定就労者等が更なる住宅危機にさらされております。去る 4 月 3 日に私どもは【新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書】として東京都福祉保健局に申し入れを行いました。その後、都補正予算により「失業等による住居喪失者への一時住宅の提供」にかかる事業費が計上され、一時宿泊所としてのホテル約 2000 室および一時住宅 400 戸が確保されたものと承知しています。

しかしながら、現行の運用は各福祉事務所へ相談した場合、保護施設または無料低額宿泊所を斡旋するものとなっております。4 月 15 日付の都による事務連絡では、福祉事務所からでも上述のホテルへ入居できるよう修正されましたが、一義的には無料低額宿泊所等で対応するものとなっております。

個室化が図られている無料低額宿泊所がある一方、現在は相部屋解消のための猶予措置機関であるため、未だ相部屋や大部屋によって運営している施設も数多く確認しています。こうした状況化において、上述のように相談窓口の違いによる処遇格差をもたらすことに、防疫上の合理性を見出すことができません。また、ご存知のように諸外国ではホームレス・シェルターでの COVID-19 感染者や死者が発生しており、早急に状況を改善することが求められます。先の都への申し入れの際には、福祉保健局生活福祉部保護課長より、大部屋運営に関して防疫上の懸念を抱いているという旨の発言がありましたが、後日具体的な対応を問うたところ「経過措置期間中に個室化するよう、指導しているところです。更なる対応については、国の動きを受けてからのことになると思います。」との回答を得ました。

そこで、今回都内の困窮者支援団体と共同にて改めて一時住宅提供に関する緊急要望として、都に対する提言を行ったところです。つきましては、厚生労働省含め関係部局と連携の上、早急な改善を図るよう取り組んでいただきたく、厚生労働大臣および厚生労働省担当部局にも同様のお願いを申し上げます。

具体的な要望に関しては、都へ提言いたしました書面を以下に添付しますので、ご査収の上見解をお示しいただきたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上（連絡先は最終頁に記載しております）

**【新型コロナウイルス感染拡大に伴う  
路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書】  
〈一時住宅提供に関する緊急要望〉**

令和 2(2020)年 4 月 15 日(水)

賛同団体：ホームレス総合相談ネットワーク、 有限会社ビッグイシュー日本、  
一般社団法人つくろい東京ファンド、新宿連絡会、認定 NPO 法人ビッグイシュー基金、  
特定非営利活動法人 TENOHASI / 呼びかけ人：北畠拓也

趣旨

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大に伴い緊急事態宣言が発せられ、東京都もその対象となっています。多くのネットカフェ等の商業施設が休業する中、住居喪失不安定就労者が住まいを失っており、そうした状況は今後さらに拡大されることが予想されます。私どもは去る 4 月 3 日に【新型コロナウイルス感染拡大に伴う路上ホームレス化の可能性が高い生活困窮者への支援強化についての緊急要望書】として、早急な対策を求め、都担当課長からも同じく問題意識を共有している旨の発言をいただいたものと認識しています。その後補正予算において「失業等による住居喪失者への一時住宅の提供」にかかる事業費が計上され、約 2000 室のホテル確保（5 月 6 日まで）および一時住宅の拡充（100 戸から 500 戸へ）が図られるに至ったと承知しています。

4 月 10 日頃より支援団体へも相談が相次ぎ、また同 11 日以降 TOKYO チャレンジネットを通して多くの方が一時滞在用のホテルに入居できたことを確認しています。しかしながら、4 月 10 日付けの東京都から各自治体への事務連絡によれば、「インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時居住先については、第一義的には保護施設や無料低額宿泊所の活用により対応願います」とあり、現在各区の福祉事務所からも無料低額宿泊所への斡旋が進んでいると聞き及んでいます。また、同 15 日の新たな事務連絡として、各福祉事務所からも上記ホテル利用が可能となる旨の追記がありました。

ご存知のように本年 4 月付の厚生労働省から無料低額宿泊所の運営にかかる通知により、現在は相部屋解消の猶予期間ではありますが。改善が図られている施設がある一方、現在でも相部屋・大部屋での運営がなされている施設も多く存在しているのが実態であると存じます。プライバシーを確保された住居で暮らす「住まい」の権利の観点から、および今般の防疫上の観点から、速やかに状況を改善していただく必要があると考えられます。先般の申し入れの際には保護課長より大部屋における感染リスクに関して問題視している旨のご発言をいただいたものの、現時点での対策は不十分であり、防疫上の観点から受付窓口により上述の処遇の格差が生じることは合理性を欠くものと考えます。

つきましては、以下の点に関して、迅速かつ適切に対応いただきたく、緊急要望として提言いたします。

要望

(5)4月10日付通知の記載を改め、相部屋ではなく個室での利用が可能な一時滞在場所へ斡旋すること

(6)一時滞在中により深いアセスメントを行った後、ここにおいても相部屋でなく個室での利用が可能な居宅での生活を送れるよう図ること。

(7)上記に伴い、一時住宅をさらに拡充すること

(8)無料低額宿泊所等における居室の状況を早急に調査し、相部屋等防疫上リスクが高い者についても、今般の一時住宅提供利用の対象者とし、速やかに安全な個室での保護とすること

以上

---

【本件へのお問い合わせ先】

北島拓也（きたばたけたくや） デモクラティック・デザイン シャりんの唄